

Q. 多子加算とはなんですか。

A. 大学生年代以下の子を 3 人以上養育(監護相当・生計費の負担がある)している受給者に対し、第 3 子以降の児童手当が児童の年齢に関係なく一律月額 3 万円に増額されることを指します。

Q. 大学生年代の子とは、具体的にどういう子のことですか。

A. 18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日を経過した後、22 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある子のことです。なお、大学生である必要はなく、就職している子も含まれます。

Q. 監護・生計とはなんですか。

A. 「監護」とは、児童の生活について通常必要とされる監督・保護を行っていることです。具体的には、児童と同居し、日常生活の世話や必要な保護をしていることや、児童と別居しているが、定期的な面会・連絡があることをいいます。

「生計費を負担している」とは、受給資格者の収入により日常生活上の全部又は一部を営んでおり、かつこれを欠くと通常の生活水準を維持することができないことをいいます。

(※児童福祉法体系上「監護」「児童」は 18 年度末までの子に対し使用しますので、18 歳年度末を経過した後 22 歳年度末までの大学生年代については、「子」「監護相当」と表記させていただきます。)

Q. 児童手当が支給されるのは高校生までだと思いますが、申請をすれば高校を卒業した後も児童手当が支給されるということですか。

A. 高校を卒業した後(18 歳年度末を経過した後)の子については、児童手当の支給対象になりません。ただし、大学生年代(22歳年度末)以下の子を3人以上養育しており、かつ高校生年代以下の児童が1人以上いる場合は、お手続きをすることで、大学生年代の子を第3子以降加算のカウント対象にすることができます。

Q. 大学生年代の子が就職していたり、別居していたりする場合は多子加算の算定対象に含めることはできますか。

A. 大学生年代の子が就職や別居を機に、父母等と生計を別にし、独立して生計を営むようになった場合は対象になりませんが、父母等が子に対して監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつその生計費を負担している場合は多子加算の算定対象に含めることができます。ただし、申請内容に疑義が生じた場合など、証明書類の提出を求めることがあります。

Q. 大学生年代の子が結婚している場合は多子加算の算定対象に含めることはできますか。

A. 大学生年代の子が結婚を機に、父母等と生計を別にし、独立して生計を営むようになった場合は対象になりません。

ただし、子が結婚・出産した後も父母等が子に対して監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつその生計費を負担している場合は多子加算の算定対象に含めることが可能です。この場合はお手続きの際に、証明するための書類を合わせて提出してください。

Q. 経済的負担について証明する関係書類とはどのようなものですか。

A. 例として以下の書類などがあげられます。経済的負担について証明できる書類であればその他の書類も受け付けます。

- ・生活費または家賃等の送金記録の写し
 - ・子が居住している物件の賃貸契約書の写し
 - ・子の健康保険証の写し(被扶養者の場合に限る)
 - ・食料品や生活必需品の配送伝票(品名の記載あり)など
- ※不要な部分は黒塗り等してご提出ください。

Q. 児童福祉施設等に入所している子について、父母等が多子加算を受けることはできますか。

A. 児童福祉施設等に入所している子は多子加算の対象に含めることはできません。また、児童手当も施設に支給することとなります。